

船舶事故調査報告書

平成22年2月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 山 本 哲 也
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成21年3月14日05時20分ごろ倒れている甲板員Aが発見された。）
発生場所	東シナ海 （概位 北緯30°47.7′ 東経127°52.5′）
事故調査の経過	平成21年9月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二惣盛丸、19トン NS2-10702（漁船登録番号）、個人所有 19.10m(Lr)×4.51m×1.75m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、平成13年9月4日
乗組員等に関する情報	船長 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和57年4月19日 免許証交付日 平成19年8月20日 （平成24年12月3日まで有効） 甲板員A 男性 56歳 操縦免許 なし 26年前から船長と一緒に乗り組んでおり、本船では錨作業の担当であった。
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、はえなわ漁業に従事する漁船で、船長ほか5人が乗り組み、平成21年3月11日11時00分ごろ長崎県三重式見港を出港して翌12日東シナ海において操業し、20時00分ごろ、操業を終え、船首錨索約500mを延出して錨泊した。 本船は、翌13日は低気圧通過のため休漁して錨泊を続け、翌14日操業を再開することとし、甲板員Aは、05時15分ごろ船首楼甲板において単独で揚錨作業を開始し、他の甲板員3人は船首甲板において操業準備を行い、もう1人の甲板員は居住区で休息していた。 操舵室にいた船長は、甲板員Aが船首楼甲板左舷側に設置されているウインドラス付近に立っているのを見たが、1～2分後、船体に揺れを感じて船首方を見ると、正船首の右舷10～20°からブルワークを越えて波が打ち込んでおり、甲板員Aの姿は見えなかった。

	<p>船長は、船首甲板にいた甲板員に、甲板員Aの様子を確認するよう指示し、甲板員Bが船首楼甲板に行くと、甲板員Aがウインドラスの近くに倒れていた。</p> <p>船長は、05時35分ごろ漁業無線局に通報して救助を依頼し、甲板員Aは、救助要請を受けた自衛隊のヘリコプターにより鹿児島市に搬送されたが、その後死亡が確認され、死因は肋骨多発骨折による外傷性ショックと検案された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り時々霧雨、風向 北西、風速 10m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 3～4m</p>								
その他の事項	<p>本船は、錨泊を続けている間、船内に波が打ち込むことはなかった。</p> <p>錨索約500mを巻き揚げる時間は、15～20分であった。</p> <p>船長は、甲板員Aに錨索の巻き揚げ状況を見守る際には、船体動揺に備えるため、突起物のない船首楼甲板中央部に立ち、船首マストをつかんで船首方を向いているよう指示していたが、甲板員Aが立っていたウインドラス付近はレバー等の突起物があり、船体動揺に備えるには不適切な所であった。</p> <p>船首甲板は風波を防ぐために囲壁で覆われているので、船首甲板他の甲板員から船首楼甲板にいる甲板員Aの状況を確認することはできず、甲板員Aが転倒するところを目撃した者はいなかった。</p> <p>甲板員Aは、救命胴衣及びヘルメットを着用していなかった。</p> <p>船体の海面からの高さは、船首部で約3.10m、船体中央部で約1.70m、船尾部で約1.75mであった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>死因は、肋骨多発骨折による外傷性ショックであった。</p> <p>甲板員Aは、船首楼甲板において単独で揚錨作業に当たり、錨索の巻き揚げ状況を監視していた際、船首から打ち込んだ波により転倒した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aが転倒した状況については、明らかにすることができなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>死因は、肋骨多発骨折による外傷性ショックであった。</p> <p>甲板員Aは、船首楼甲板において単独で揚錨作業に当たり、錨索の巻き揚げ状況を監視していた際、船首から打ち込んだ波により転倒した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aが転倒した状況については、明らかにすることができなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>死因は、肋骨多発骨折による外傷性ショックであった。</p> <p>甲板員Aは、船首楼甲板において単独で揚錨作業に当たり、錨索の巻き揚げ状況を監視していた際、船首から打ち込んだ波により転倒した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aが転倒した状況については、明らかにすることができなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が東シナ海において揚錨中、甲板員Aが、船首楼甲板において単独で錨索の巻き揚げ状況を監視していた際、船首から打ち込んだ波により転倒したため発生した可能性があると考えられる。</p>								